

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大玉村長 押山利一

市町村名 (市町村コード)	大玉村 (73229)
地域名 (地域内農業集落名)	大山地域 (東・高屋敷・岩高・諸田・宮下・新田・谷地・木ノ下・住吉・小泉・山崎・皿久保・大坪・宮ノ前・仲ノ在家・館地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月25日(第1回) 令和6年6月19日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①今回調査票により回答あった農業者は252名、平均年齢69歳、地域内の認定農業者は46名で徐々に高齢化が進みつつある。また、小学校周辺や商業施設近辺、国道沿線では徐々に宅地化が進んでいる。
- ②主な作物は水稻で、一部ソバや大豆などが作付けされている他、畜産農家により牧草、WCSが作付けされている。
- ③村の補助制度を活用した、複数戸で農業機械等を共同利用する中小規模の稲作農家や農業法人がある。
- ④持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、大玉村農業振興公社と協力しながら新規就農者を確保・育成しつつ、農地を有効に利用していく必要がある。このため、分散する担い手の農地を集約化することが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である米について高品質化を進めるため研究を続けながらブランド化を図る。さらに農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	368.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	217.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者不在となった農地は積極的に農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。また、大玉村農業振興公社を受け皿とした農地利用の検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
大玉村農業振興公社やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
道路沿いで乗用機械による草刈等ができる畦畔については、大玉村農業振興公社へ作業委託するなどし、効率化を図る。また、作業の省力化につながる農業技術についても大玉村農業振興公社と協力し積極的な導入を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

大玉村農業振興公社と協力し、スマート農業の実証を進める。